

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1500万円の特別控除について

(租税特別措置法第34条の2第2項第3号イ、第65条の4第1項第3号イ)

以下のようなプロジェクトを行う事業者に対して、土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合、譲渡益から**1,500万円が控除**されます。**以下のようなプロジェクトをお考えではありませんか!?**

◆以下の①～④を満たす開発プロジェクトに適用されます◆

都市計画法に基づく開発許可を受け、

- ① プロジェクトの規模が5ha以上であること
- ② 住宅地を造成するプロジェクトであること
- ③ 住宅地の分譲が公募により行われること
- ④ 住宅地1区画あたりの敷地面積にゆとりがあること

■このような場面で活用されています!

エリア内に公園や幅の広い道路などが整備され、1区画あたりの敷地が170㎡以上とゆとりがあるような、**ファミリー向けの住宅地**を造成する事業に活用されています。



事業に土地を提供した地権者の譲渡所得から最大で1,500万円控除されるので、5年以上保有している土地を5ha以上集めて住宅地を造成した場合には、**地権者1人あたり最大300万円の所得税・住民税が軽減され、約1億円相当の事業費の圧縮**が可能になります。

※ 地権者が30人の場合を想定



詳細な要件や手続きについてご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい!

担当: 土地・建設産業局不動産市場整備課 石井

電話 03-5253-8381 (直通) FAX 03-5253-1579 E-mail kobayashi-t2i6@mlit.go.jp